

海士町立福井小学校いじめ防止基本方針

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

(2) 本校の基本認識

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、いじめ未然防止に児童が意欲を持って充実した学校生活を送れるように「福井小学校いじめ防止基本方針」を定める。

いじめ防止のための基本姿勢として以下のポイントを挙げる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 互いを信頼しあった集団づくりに取り組む。

2. いじめの未然防止のための取組

(1) 校内体制の取り組み

- ・年度当初の職員会議において、「福井小学校いじめ防止基本方針」の内容確認と取り組みについての共通理解を図る。＜4月＞
- ・全校朝礼等で校長及び教職員が人間関係や友達関係に関する話題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない行為」との雰囲気を学校全体に醸成する。
＜4月・9月・1月＞
- ・学級担任をはじめ、**全教職員**が仲間づくりの大切さとともに、いじめを許さない、見過ごさないという基本姿勢を示し、指導する。＜4月学級びらき・9月・1月＞
- ・職員朝礼＜常時＞、生徒指導職員会議＜月1回＞、学年担任会＜週1回＞などで児童のよさや課題、対応について共通理解を図る。
- ・**児童の呼び方は同一にし、平等に接してもらえているという安心感のある環境を整える。**
- ・授業づくりや集団づくりなど「福井小学校いじめ防止基本方針」の内容が反映された学級経営案を作成・評価する。＜作成：5月・9月・1月 評価：7月・12月・3月＞
- ・いじめの態様、原因、背景、具体的な指導上の留意点など「いじめの問題」について校内研修を行う。＜6月・11月＞
- ・児童の活躍や意欲が伝わる環境を整える。＜児童玄関：生活目標、児童会の掲示物等＞
- ・職員会議、**学校評価**などにおいて随時、「取組評価」を行い取り組みの見直しを行う。
＜10月・3月＞

<いじめ防止対策委員会の取り組み>

○委員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、
養護教諭、SSW

- ・「福井小いじめ防止基本方針」の作成・見直し
- ・調査結果、報告等の情報整理・分析
- ・いじめが疑われる事案の事実確認・判断
- ・配慮を要する児童への支援方針

(2) 授業改善の取り組み

- ・わかる授業を行い、児童の基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・一人一人が活躍できる全員参加の授業を行い、児童に自信を持たせ、自己有用感を高める。
- ・教科などの特質を生かしたペア学習やグループ学習を取り入れ、教え合い、学び合う学習集団づくりを行う。
- ・道徳の授業を計画的に行い、道徳的価値や自分の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育てる。
- ・「学習の約束」を用い、授業などのルール定着について確認、共通理解を図る。

<4月・9月・1月>

(3) いじめに関する学習の取り組み

- ・全学級「言葉づかい」についての学級活動を行う。<6月>
- ・いじめ問題など「命」の大切さを考える参観日を行う。<1月>
- ・人権週間に「人権標語」を作成、校内に掲示し、人権意識を高める。<12月>

(4) 集団づくりの取り組み

- ・互いのよさや学級のよさを見つけ、認め合う活動を行う。<授業、特別活動、朝終会、表彰、グループ日記、学級通信など>
- ・かかわり合うことが楽しいと感じ、年長者の自己有用感を高める異年齢集団活動を行う。
<全校遊び、交流給食・福井っ子タイム、縦割り班清掃、縦割り班活動など>
- ・児童の実態を見極めた生活目標の設定と、児童の手で学校生活を向上させていく生活目標への取り組み（児童会活動）。
- ・互いに力を合わせ、根気強さを身につける課外活動を行う。<4月：隠岐陸上 6月：バスケットボール大会 9月：島前陸上大会 10月：島前音楽会>
- ・アンケートQ Uを活用し、学級集団の現状や要支援の児童を捉えた、具体的な手立てを行う。<6月・11月 → 生徒指導職員会・個人面談>

(5) ネット上のいじめの対応

- ・家庭でのスマホや3DSなどの使用ルールづくりを促す、情報モラルの保護者向け啓発活動を行う。<1学期>
- ・外部講師を招いた情報モラル教室を行う。<2学期>

- ・校報やPTA会報などで、保護者の見守りやフィルタリングについて啓発する。
 <各学期1回>
- ・学校ネットパトロールについて周知し、リスクに応じて削除依頼などの対応をする。
 <ピット・クルー株式会社との連携>

E-mail アドレス： shimane_inquiry@pit-crew.co.jp

(6) 保護者への取り組み

- ・PTA 総会や校報を活用し、「福井小学校いじめ防止基本方針」について保護者に周知する。
 <PTA 総会4月 校報6月>
- ・連絡帳や学級通信を活用し、児童の活躍やよさを積極的に伝える。
- ・養護教諭を中心に「早寝、早起き、朝ご飯」など規則正しい生活習慣について啓発する。

3. いじめの早期発見・早期対応の取り組み

- (1) 日頃から積極的に児童とふれ合い、児童の小さな変化を見逃さないようアンテナを高く持つ。
- (2) 養護教諭は、児童の様子に目を配るとともに、変化を感じたときは、機会を捉え悩みを聞き、担任との連携を図る。
- (3) 様子に変化が感じられる児童について、管理職・生徒指導主任に報告し情報を共有する。
- (4) アンケートQ Uを活用して、いじめ項目（1~3年生学級満足度「7~12」、4~6年生学級満足度「7~12」）について確認し、気になる児童に対して速やかに教育相談を行う。
 <6月、10月>
- (5) 教育相談週間を設け、全ての児童と教育相談を行う。<6月・11月・2月>
- (6) いじめの相談を受けた教員は、管理職・生徒指導主任に報告するとともに、「いじめ防止委員会」を通して情報を共有する。

4. いじめへの対応

※いじめ防止委員会で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

いじめられた児童

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除く。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人など）と連携し、いじめられた児童に寄り添える体制をつくる。
- ・いじめられた生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

5. いじめた児童

- ・いじめた児童への指導では、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて授業をうける環境の確保を図る。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、適切に発散できる力を育む。
- ・犯罪行為などについては、警察署などとも連携して対応する。

6. 学級担任

- ・学級で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

7. 組織

- ・状況に応じて、スクールソーシャルワーカーや民生児童委員・警察などの協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な支援を行う。

8. 保護者

- ・家庭訪問（加害側・被害側とも、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、速やかに事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童を徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を取り除く。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

9. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合
- ・児童が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ・保護者から重大事態の訴えがあった場合

(2) 重大事態時の報告・調査協力

- ・学校が重大事態と判断した場合は勿論、**そこに至る前段階において、町教育委員会に随時報告すると共に、町教育委員会と連携して対応する。**

6. 具体的な緊急対応の手順

